

第 1 本件法律は放送事業者の広告放送の自由を侵害し、違憲
ではないか。

1 そもそも放送事業者は自然人ではなく法人であるが、一個
2 の社会的実体として活動を行っているから、法人たる放送事
3 業者にも憲法の規定が及ぶと解する。

4 そして、広告放送は営利的な表現であるが、営利的言論の
5 保障を憲法上のいかなる規定に求めるか問題となる。

6 この点につき、21 条 1 項は消費者への情報の自由な流通
7 を保障していると解されるから、営利的言論は 21 条 1 項に
8 より保障されると考える。

9 2 そして、本件法律は午後 6 時から同 11 時までの時間帯に
10 おける広告放送を 1 時間ごとに 5 分以内に制限するととも
11 に、この制限に違反して広告放送を行った場合には当該放送
12 事業者の放送免許を取り消すものであり、上記自由に対する
13 制約が認められる。

14 3 そうだとしても、かかる自由は絶対無制約ではなく、「公
15 共の福祉」(13 条後段) により制約を受ける。そこで、上記
16 制約も、正当化されないか。

17 (1) この点につき、表現の自由は個人が言論活動を通じて自
18 己の人格を発展させるという自己実現の価値を有する精神
19 的自由であるから、重要な権利である。しかし、営利的表
20 現は民主政に資する自己統治との関係は希薄である。

科目：憲法 内容：旧司法試験平成 18 年度第 1 問

(2) そこで、中間審査基準によって判断すべきであると考える。具体的には、①目的が重要で、②手段が効果的で過度でない場合には合憲であると解する。

4 これを本問について以下検討する。

ア まず、本件法律の目的は、多様でしつの高い放送番組への視聴者のアクセスを保護、促進することにある。視聴者にとって、テレビ番組から得られる情報は貴重なものであるし、教養番組は国民の教育水準を上昇させる役割を担っている。専ら娯楽のための番組であっても、国民が人格的で文化的な生活を送るために必要である。以上のように多様で質の高い放送番組は国民の効用を上げることにつながるから、目的は重要であるといえる (①充足)。

イ 次に、手段について検討する。

本件法律では午後 6 時から同 11 時までの時間帯において、広告放送を 1 時間ごとに 5 分以内に制限しているが、広告も視聴者（消費者）にとっては重要な情報であることにかんがみれば、5 分以内という時間は短い。

また、上記時間帯は、仕事や学校を終えて帰宅した多くの人々がテレビを視聴している時間帯であって、この時間帯の広告放送を制限すれば、その宣伝効果が損なわれる。東京キー局の場合には 1 社平均で数十億円程度の減収が見込まれており、これによって番組の制作費用が減少し、か

科目：憲法 内容：旧司法試験平成 18 年度第 1 問

えって番組の質が低下することにもつながりかねない。 45

さらに、この制限に違反した場合には当該放送事業者の
放送免許が取り消しになるというのも、視聴者が当該放送
局のテレビ番組を視聴する機会を永久に奪うことになり、
過度である。違反金の支払いを命じるなど、他の選び得る
手段も存在する。 46
47
48
49
50

したがって、手段は過度であるから、本件法律は正当化
されない。 51
52

第 2 よって、本件法律は 21 条 1 項に反し、違憲である。 53

以上 54